

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出がありましたので、その概要等を同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

なお、当該届出に係る書類については、次のとおり公衆の縦覧に供し、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに門真市長に意見書を提出することができます。

令和7年11月25日

門真市長 宮本 一孝

記

1 届出の概要

(1) 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ門真店

門真市島頭三丁目513番地2 他

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンエイト

門真市末広町43番1号

代表取締役 川村 光世

(4) 変更する年月日

令和 8 年 7 月 18 日

2 届出年月日

令和 7 年 11 月 17 日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から令和 8 年 3 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧の場所

門真市中町 1 番 1 号

門真市市民文化部産業振興課

4 意見書の提出先

(1) 提出方法

市が定める様式による意見書を持参し、又は郵送することにより提出すること。

(2) 提出先

〒571-8585

門真市中町 1 番 1 号

門真市市民文化部産業振興課

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 5 時 30 分（郵送の場合は、期限までに必着とすること。）